



Phoenix

平成 26 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ パ ン グ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 藤 吉 郎
(コ ー ド : 2 6 8 4)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 亀 田 学
(TEL : 03-5468-3690)

株式分割、単元株制度採用の中止に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年 5 月 31 日「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」に開示しました、株式分割を中止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

よって、平成 26 年 4 月 1 日をもって 1 株を 50 株とする株式分割の効力が発生していることを条件とした単元株制度の採用及び定款の一部変更も中止となります。

記

中止の理由

平成 25 年 5 月 31 日に当社取締役会で決議しました 1 株を 50 株とする株式分割は、単元株制度採用に向け、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、上場維持を前提として、かつ当時の株価等を勘案し決議したものであります。

しかし、当社は平成 25 年 9 月 11 日で上場廃止となり、現在はフェニックス銘柄として売買取引されています。上記の売買単位の集約に向けた単元株制度の採用は上場会社に限定したものであること。また、現在の当社株式の気配値等を勘案し株式分割を中止することを決議しました。

よって、平成 25 年 6 月 28 日に開催しました当社第 18 回定時株主総会の「第 2 号議案 単元株式数の設定等に係る定款一部変更」の効力は、平成 26 年 4 月 1 日をもって 1 株を 50 株とする株式分割の効力が発生していることを条件としていましたので、生じません。

なお、平成 25 年 5 月 31 日に開示いたしました「株式分割、単元株式制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」の内容のうち、目的変更にかかる定款第 2 条（目的）の変更につきましては、平成 25 年 6 月 28 日開催の当社第 18 回定時株主総会決議に基づき、既に同日付で効力が発生しております。

以 上